

松庵町会会則

第1章 総則	
第1条	本会は松庵町会と称し、事務局を西松会館内に置く。
第2章 組織	
第2条	本会は杉並区松庵1丁目、2丁目の西側地域及び3丁目の全域に居住する者並びに地域内に事務所、営業所、工場、店舗等を有する者をもって組織し、この地域を区と組に区分する。
第3章 目的及び事業	
第3条	本会は会員相互の親睦と連絡を密にして、町内自治の充実、福利の増進、並びに災害時における防災、救護活動等互助の精神に基づき町内融和を期することを目的とする。
第4条	本会は前条の目的を達成するため、各事業部を設け次の事業を行う。 1 総務部 庶務、企画、募金、慶弔、情宣、ウェブサイト管理及び他の部に属さない一切の事項 2 生活安全部 防犯、防火・防災、交通安全、青少年育成 3 厚生部 文化活動、敬老、講習、見学、厚生、福祉 4 環境衛生部 環境衛生、保健衛生、資源回収
第4章 役員	
第5条	本会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 2名 常任委員 若干名（事業部長、副部長、区長含む） 委員 若干名（組長含む） 会計 2名 監事 2名
第6条	本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は常任委員会の推薦により、総会の承認を得る。
第7条	会長は本会を代表し会務を統括する。 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時に代行する。 会計は予算、決算並びに諸般の会計事務（各事業部長の申請に基づく仮払いを含む）を処理する。 事業部長は部の業務を分掌推進し、副部長は部長を補佐する。 区長は常任委員として町会の事業に参加・協力すると共に、担当地域の組長の窓口となる。 組長は委員として一定区域の会員を代表する。 監事は会計および各事業部を監査し、会計および各事業部について不正の事実を発見した時は総会に報告する。またこれを報告するため必要と認めるときは総会の招集を請求する。
第8条	本会の役員は次の方法により選出する 1 会長、副会長、会計、監事は総会において会員の中から選出する。 2 会員の中から事業部長4名、副部長若干名を選出し会長が委嘱する。 3 区長は組長の互選により選出し、会長が委嘱する。 4 組長は会員の中から選出し、会長が委嘱する。
第9条	役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。補欠役員の任期は残任期間とする。
第5章 会計	
第10条	本会の経費は会費、助成交付金、資源回収報奨金、寄付金、その他の収入をもって充てる
第11条	本会の会費は、1世帯年間1,200円（月額100円）とし、同居世帯、共同住宅は年間600円（月額50円）とする。 営業所、事務所、工場、店舗等の会費は別に定める。 会費は年度はじめ（原則6月末まで）に組長（委員）によって徴収し、区長（常任委員）を経て、会計に納入する。ただし、半期毎等分割で納入することもできる。 また転居等による期の途中での入会や退会の場合は、本人の申し出により月割りで支払うことができる。但し会費の返金は年度内に本人から申し出があった場合に限る。
第12条	前条の会費は、本会において特別の理由ありと認められるときは、減免することができる。
第13条	本会の予算は、総会の議決によりこれを定め、決算は総会の承認を得なければならない。
第14条	本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
第6章 会議	
第15条	本会の会議は、通常総会、臨時総会、常任委員会、事業部会とし、通常総会は毎年1回特別の場合を除き5月に開催する。
第16条	総会は当該地区の常任委員の過半数の出席により成立する。 総会は次の事項を議決する。 1 事業報告並びに計画 2 年度予算及び決算 3 会則の変更 4 役員選任 5 その他重要事項 6 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があった場合随時開催する
第17条	常任委員会は、会長、副会長、会計、常任委員（ただし監事を除く）で構成し、必要の都度開催し、本会の運営に関する事項を審議する。
第18条	総会及び常任委員会は会長が招集し、その議長となる。
第19条	事業部会は必要の都度開催する。
第20条	会議の議決は出席者の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長が決する。
第7章 資産	
第21条	（資産の帰属）本会の資産は本会会員全体に帰属する。
第22条	（資産の管理）本会の資産は、会長が統括し、会計が管理する。
第23条	（資産の処分）本会の資産の処分は、総会の議決を経なければならない。
附則	
第24条	本会則に基づく細則は別に定める。
第25条	本会則は昭和38年10月13日から施行する。本会則の改廃は総会の議決によるものとし、杉並区長の承認を受けなければならない。 改正 昭和61年 5月11日 改正 平成11年 5月 9日 改正 平成12年 5月14日 改正 平成29年 5月27日 改正 令和 2年 6月21日 改正 令和 8年 5月31日